

◎独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(平成二六年六月一三日法律第六七号)

一、提案理由(平成二六年五月九日・衆議院内閣委員会)

○稲田国務大臣

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

一三七

い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年五月二七日)

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要について申し上げます。

本案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

両案は、去る四月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、五月九日稲田国務大臣から両案の提案理由の説明を聴取した後、同月十六日から質疑を行い、同日参事人から意見を聴取いたしました。次いで、二十一日総務委員会との連合審査会を行い、二十三日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びみんなの党の四党派共同提案により、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案に対し、主務大臣は、独立行政法人の長

または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする等とすること等を内容とする修正案が、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、法務大臣は、日本司法支援センターの理事長または監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする等とすること等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、両修正案の趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、両案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はそれぞれ賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、両案に対して附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二六年五月二三日)

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平二六法六六)の委員会修正の提案理由と一括して掲載)

○附帯決議(平成二六年五月二三日)  
(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平二六法六六)の附帯決議と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(平成二六年六月六日)

○水岡俊一君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。  
……………(略)……………

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を個別法に追加する等、関係法律の規定の整備を行うものとしてあります。

なお、衆議院におきまして、法務大臣が日本司法支援センターの理事長又は監事を任命しようとするとき及び文部科学大臣が日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、独立行政法人制度導入の経緯及びこれまでの評価、役員の任命、報酬等の在り方、業務の特

性に応じた制度運用、法人の統廃合に際しての雇用の安定の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月五日)

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平二六法六六)の附帯決議と一括して掲載)